会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第757号
令和3年7月9日

郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（公印省略）

宿泊・自宅療養者等への医療提供体制の強化事業について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、多大なるご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この事業は、自宅療養者のうち軽症者の健康観察や必要に応じて電話診療や薬の処方を行うことを医療機関に委託する埼玉県の事業であり、すでに本会役員会、郡市医師会長会議や各保健所単位の地域において、内容の説明を行ってまいりました。

さる7月2日で1次募集を締め切り、329医療機関から申し込みがありましたが、県ではさらに協力医療機関を増やすため7月25日まで募集期間を延長いたしました。

現在、宿泊・自宅療養者は約700名であり、このうち軽い症状のある者は約250名です。これらの療養者の健康観察をお願いするものですが、大きな感染拡大が起こった場合を想定し、多くの医療機関に手挙げを県よりお願いされています。

かかりつけの患者や自分の関係した検査陽性者等の健康観察をしていただくもので、その他の療養者の健康観察の要請があった場合、断ることも可能です。症状が悪化した場合には埼玉県で新設した、「宿泊・自宅療養者支援センター」で対応してもらうなど、負担のない形で実施できるような事業となっています。

つきましては、より多くの医療機関の協力があれば、1医療機関0又は1療養者程度の健康観察となり、それぞれの負担が少なくなるため、貴会におかれましても、全医療機関へ今一度ご協力の周知をお願いいたします。

記

【委託料】
・医療機関協力金
　健康観察の実施体制を整えていただいた医療機関
　1医療機関当たり50万円(税込)
　（療養者対応がなかった場合においても返還は不要です）
・健康観察実施料　自宅療養者の健康観察をしていただいた医療機関
　1日2回の健康観察（患者1人につき）：1日当たり5,000円(税込)
　（休診日のご対応）：1日当たり7,500円(税込)

【事業概要】
・詳細は県のホームページをご覧ください。
　https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku.html

問合せ先　埼玉県保健医療部 感染症対策課　TEL048-830-7500

八潮医師会 収受 3.7.-9 462 号